

## ○秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱

(平成18年10月1日施行)

改正 平成21年4月1日 平成25年4月1日  
平成28年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年秦野市規則第15号)に定める日常生活用具給付等事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、その方法、手続、内容、費用負担等について必要な事項を定める。

(事業の実施方法)

第2条 事業は、日常生活用具の給付又は貸与が必要である者に、日常生活用具の購入に要する費用の一部若しくは全部を支給し、又は日常生活用具を貸与すること(以下「給付等」という。)により実施する。

(給付等対象用具の種目及び対象者)

第3条 給付等の対象となる用具は、別表の種目欄に定めるものとし、その給付等の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条の規定により本市が介護給付費等の支給決定をすることとなる障害児・者のうち、同表に掲げる用具の種目ごとに、それぞれその障害及び程度の欄に定めるものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により日常生活用具の給付又は貸与が受けられる者は、対象者としなない。

(購入に要する費用の基準額)

第4条 購入に要する費用の基準額は、別表に掲げる用具の種目ごとに、それぞれの基準額の欄に記載する額とする。この場合において、基準額の欄に貸与と記載するものを貸与の対象とする。

(給付等の申込み)

第5条 日常生活用具の給付又は貸与を希望する者は、日常生活用具給付・貸与申込書(第1号様式)により申し込むものとする。

(給付等の承認)

第6条 福祉事務所長は、前条の申込みがあったときは、申込者の状況を調査し、調査書(第2号様式)を作成する。

2 前項の調査の結果、給付等を承認するときは、日常生活用具給付・貸与承認通知書(第3号様式)により申込者に通知する。この場合において、日常生活用具の給付を承認するときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の例による利用者負担額及び秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第29条第3項に定める負担上限月額を決定し、日常生活用具給付・貸与承認通知書に記載するとともに、日常生活用具給付券(第4号様式)を交付する。

3 第1項の調査の結果、給付等を承認しないときは、日常生活用具給付等不承認通知書(第5号様式)によりその理由を示し、申込者に通知する。

(費用負担)

第7条 日常生活用具の給付の承認を受けた者は、前条第2項の規定により定める利用者負担額を、用具取扱事業者(以下「事業者」という。)に支払うものとする。

(費用の請求及び受領)

第8条 日常生活用具の給付の承認を受けた者は、この要綱により本市が支給する給付費に関する請求及び受領に関する権限を、事業者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた事業者が、福祉事務所長に対して給付費を請求するときは、支払請求書兼代理受領に関する委任状(第6号様式)に日常生活用具給付券を添えて請求するものとする。

(用具の管理等)

第9条 日常生活用具の給付等を受けた者又はその者を扶養している者は、その用具を給付等の目的に反して使用してはならない。

2 福祉事務所長は、日常生活用具の給付等を受けた者がその目的に反して用具を使用しているときは、その支給を取り消し、この要綱により本市が支給した給付費に相当する額を返還させることができる。

3 日常生活用具の貸与を受けた者は、用具を損傷し、又は滅失したときは、直ちに福祉事務所にその状況を報告し、その指示に従うものとする。

4 日常生活用具の貸与を受けた者が、その用具を必要としなくなったとき又はその用具の貸与の目的に反して使用したときは、速やかに福祉事務所に返還するものとする。

(備付書類)

第10条 福祉事務所長は、日常生活用具給付等支給台帳(第7号様式)を備え付け、常に整備しておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(秦野市重度障害者等日常生活用具給付等実施要綱の廃止)

2 秦野市重度障害者等日常生活用具給付等実施要綱(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月1日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

種目	対象要件			性能	耐用年数(年)	基準額(円)
	障害者	障害児	難病患者等			
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	—	寝たきりの状態にある者であって、必要と認められるもの	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の	8	154,000

				傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		
特殊マット	常時介護を要する下肢若しくは体幹機能障害1級の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である者	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である児童又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童のうち、それぞれ原則として3歳以上のもの	寝たきりの状態にある者であって、必要と認められるもの	(身体障害者) 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの(知的障害児・者) 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5	19,600
特殊尿器	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の者	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の児童のうち、原則として学齢児以上のもの	自力で排尿できない者であって、必要と認められるもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	67,000
入浴担架	入浴に当たって、家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級の者	入浴に介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の児童のうち、原則として3歳以上のもの	—	障害児・者を担架に乗せたまま装置により入浴させるもの	5	82,400
体位変換器	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の者	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の児童のうち、原則として学齢児以上のもの	寝たきりの状態にある者であって、必要と認められるもの	介助者が障害児・者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童のうち、原則と	下肢又は体幹機能に障害がある者であって、必要と認められるもの	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当た	4	159,000

		して3歳以上のもの	もの	て、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他を伴うものを除く。		
訓練いす	—	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童のうち、原則として3歳以上のもの	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5	33,100
訓練用ベッド	—	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童のうち、原則として学齢児以上のもの	下肢又は体幹機能に障害がある者であって、必要と認められるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200
入浴補助用具	入浴に介助を必要とする下肢又は体幹機能障害者	入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害児のうち、原則として3歳以上のもの	入浴に介助を要する者であって、必要と認められるもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童のうち、原則として学齢児以上のもの	常時介護を要する者であって、必要と認められるもの	障害児・者が容易に使用し得るもので、手すりをつけることができるもの(障害児については、手すり付きのもの)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450
頭部保護帽	転倒等により頭部を強打するおそれのある平衡機能又	転倒等により頭部を強打するおそれのある平衡機能又は	—	スポンジ、革、プラスチックを主材料として、ヘル	3	(スポンジ・革が主材料)

	は下肢若しくは体幹機能障害者	下肢若しくは体幹機能障害児		メット型にて製作されており、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護する機能を有するもの		15,200 (スポンジ・革・プラスチックが主材料)  36,750
	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの	—	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	12,160
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者であって、比較的障害の程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完されるもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児であって、比較的障害の程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完されるもの	—	主体—木材 外装—ニス 塗装	3	2,200  (注1)
				主体—軽金属 外装—塗 装なし		3,000  (注1)
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの(原則として3歳以上の者に限る。)	下肢が不自由な者であつて、必要と認められるもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。障害児・者の身体機能を十分踏まえたものであつて、必要な強度を有し安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解	8	60,000

				消等の用具とする。 ただし、設置に当たっては住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	<p>上肢障害2級以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便の処理が困難な者</p>	<p>児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便の処理が困難な児童のうち、原則として学齢児以上のもの</p>	<p>上肢機能に障害のある者であつて、必要と認められるもの</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。取替に当たっては住宅改修を伴うものを除く。</p>	8	151,200
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障害者、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者又は申請時に精神障害者保健福祉手帳を有しその障害の程度が1級である者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準じる世帯である</p>	<p>児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である児童、申請時に精神障害者保健福祉手帳を有しその障害の程度が1級である児童又は障害等級2級以上の身体障害児のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準じる世帯に限</p>	—	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8	15,500

	場合に限る。)	る。)				
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者、児童相談所若しくは知的障害児・者更生相談所において知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者又は申請時に精神障害者保健福祉手帳を有しその障害の程度が1級である者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である児童、申請時に精神障害者保健福祉手帳を有しその障害の程度が1級である児童又は障害等級2級以上の身体障害児のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)	難病患者等のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700
電磁調理器	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者	—	—	視覚障害者、知的障害者が容易に使用し得るもの	6	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	—	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	10	7,000

聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認める世帯)	—	—	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	じん臓機能障害1級又は3級の児童であって、原則として3歳以上のもの	—	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児のうち、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	呼吸器機能に障害のある者であって、必要と認められるもの	障害児・者が容易に使用し得るもの	5	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	呼吸器機能障害3級以上の児童、又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	呼吸器機能に障害のある者であって、必要と認められるもの	障害児・者が容易に使用し得るもの	5	56,400
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	医療保険における在宅酸素療法を行う児童	—	障害児・者が容易に使用し得るもの	10	17,000
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	—	—	人工呼吸器の装着が必要な者であって、必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病等患者が容易に使用し得るもの	5	157,500
盲人用体温計(音声)	視覚障害2級以上の者(盲人の)	視覚障害2級以上の児童であつ	—	視覚障害児・者が容易に使用し	5	9,000



式)	みの世帯及びこれに準じる世帯)	て、原則として学齢児以上のもの(その世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)		得るもの		
盲人用体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)	—	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5	18,000
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	—	携帯式で、言葉や音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	5	98,800
情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上の者	視覚又は上肢機能障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの	—	障害者向けのパーソナルコンピュータに接続する周辺装置全般パソコンの使い勝手を向上させるコンピュータプログラム等のアプリケーションソフト(基本OSソフトを除く。)	6	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、必要と認めるもの	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害児(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、必要と認めるもの	—	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	383,500
点字器	視覚障害者	視覚障害児	—	点字用紙をはさんで固定する板	標準型 7	(真ちゅう版製)

				と点字を打つための規定及び点を組み合わせたものであって、視覚障害児が容易に使用し得るもの(価格には点筆を含む。)		10,400 (プラスチック製)  6,600
				1行32マスになっており、18行で両面書の標準型、4行及び12行で片面書の携帯用に分かれています。	携帯用	5   7,200 (プラスチック製)  1,650
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労し、若しくは就学している、又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害2級以上の児童であって、原則として就学し、若しくは就労している、又は就労が見込まれるもの	—	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	5	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの	—	音声等により操作ボタンが知覚でき、かつ、D AISY方式による録音並びにその方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6	(録音再生機)  85,000  (再生専用機)  35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの	—	文字情報と同一紙面上に記載された文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6	99,800

				ので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	視覚障害児であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	—	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8	198,000
盲人用時計	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害2級以上の児童。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な児童を原則とする。	—	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	10	(触読式) 13,000  (音声式) 13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認めるもの	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認めるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器あり、障害児・者が容易に使用できるもの	5	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	聴覚障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用に番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時	6	88,900

				の聴覚障害者向けの緊急受信装置で、聴覚障害児が容易に使用し得るもの			
人工喉頭	喉頭摘出者。ただし、電動喉頭の対象者は、職業上又は学校教育上、真に必要な者とする。	喉頭摘出児童(原則として3歳以上とする。)ただし、電動喉頭の対象者は、職業上又は学校教育上、真に必要な者とする。	—	笛式	呼気によりゴムの膜を振動させ、ビールの管を通じて口腔内に導き音化するもの	4	5,000  (注2)
				電動式	顎下部に当てた電動板を駆動させ、経皮的に口腔内に導き音化するもの	5	70,100
福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と性があるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)	—	—	障害者が容易に使用し得るもの	—	貸与	
ファックス	聴覚、音声機能又は言語機能障害3級以上の者であって、コミュニケーション	—	—	障害者が容易に使用し得るもの	—	貸与	

	ン、緊急連絡等の手段として必要と性がある認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)					
点字図書	主に、情報の入手を点字によってしている視覚障害者	主に、情報の入手を点字によってしている視覚障害児	—	点字により作成された図書	—	—
蓄便袋	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている者(紙おむつ等は注3参照)	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている児童(紙おむつ等は注3参照)	—	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。	—	(月額)  8,858
蓄尿袋	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている者(紙おむつ等は注3参照)	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている児童(紙おむつ等は注3参照)	—	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付きとする。	—	(月額)  11,639
収尿器	脊髄損傷等による排尿障害のため、排尿を自分でコントロールすることができず、常時失禁状態にあること等により、収尿器を必要とする者	脊髄損傷等による排尿障害のため、排尿を自分でコントロールすることができず、常時失禁状態にあること等により、収尿器を必要とする児童	—	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止がついているもの	1	男子用普通型 7,700 男子用簡易型 5,700 女子用普通型(耐久性)ゴ製採尿袋 8,500

						有するもの。)	
						女子簡易型(ポリエチレン製尿袋導尿管付)	5,900
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であって、障害等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の児童)	—	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000	
介護者用車いす電動補助ユニット	補装具の車いすの給付対象者であって、その者の介護者の負担を軽減するため必要があると認めるもの	補装具の車いすの給付対象者であって、その者の介護者の負担を軽減するため必要があると認めるもの	—	車いすに装着することができ、急坂において、介護者の負担を軽減できる能力のあるもの	6	165,000	

注1 T字状・棒状のつえの価格について、価格は1本当たりのものとし、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し、夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとする。

注2 気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。

注3 ストマ用装具の特例としての紙おむつ等の支給について

次のような一定の要件を有する身体障害児・者に対しては、特例的にストマ用装具に代えて紙おむつ・サラシ・ガーゼ・洗腸用品を支給することとする。

(1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者で、紙おむつ等の用具類を

必要とするもの

- (2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
- (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
- (4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの

特に(4)の者については、(1)～(3)の者とは異なり、膀胱又は直腸機能障害の認定を受けない者であるため、おおむね3歳未満で発症した脳性麻痺等により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障害者(児)であつて、次の状態のいずれにも該当し、必要であることを認めるものを対象とする。

ア 自力でトイレに行けないこと。

イ 自力で便座(排便補助具の使用を含む。)に座ることができないこと。

ウ 介助による定時排泄をすることができないこと。

上記の判断が難しい場合には、主治医の意見書の提出を求めることができることとする。

なお、紙おむつは一般乳幼児も使用しているため、原則3歳以上の児童に支給することとする。また、基準額は月額12,000円とし、交付方法等については、ストマ用装具の例に従うものとする。

注4 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取扱うものとする。

注5 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

第1号様式(第5条関係)

日常生活用具給付・貸与申込書

[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

調査書(日常生活用具給付等事業)

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

日常生活用具給付・貸与承認通知書

[別紙参照]

第4号様式(第6条関係)

日常生活用具給付券

[別紙参照]

第5号様式(第6条関係)

日常生活用具給付等不承認通知書

[別紙参照]

第6号様式(第8条関係)

支払請求書兼代理受領に関する委任状  
[別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

日常生活用具給付等支給台帳  
[別紙参照]